

令和4年8月20日付(全3段)



©2010 熊本県 くまモン



熊本県からのお知らせ

県政情報は



「インターネット上での差別書き込み」や、「個人・事業者等が、自治体に対して同和地区の有無や所在について問い合わせる」といった部落差別が今なお発生しています。

熊本県では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、 『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』を制定しています

条例では、県民・事業者の皆様に対して、以下のような行為をしてはならないと定めています

- 同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
- 同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
- 結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
- その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながるおそれのある行為

部落差別のない社会の実現に向け、私たちみんなで取り組んでいきましょう



「令和4年度(2022年度)人権同和問題に関する 事業主等研修会」を開催します。

県内の事業所の方々を対象に「人権同和問題に関する事業主等研修会」を開催します。研修会の内容や申し込み方法については、県HPをご覧ください。皆様の参加をお待ちしています！

- 日程・会場
- 9月7日(水曜日) 嘉島町民会館
 - 9月9日(金曜日) 菊陽町図書館ホール

お問い合わせ先

熊本県人権同和政策課(人権センター) 県HPはコチラ!
☎096-333-2297 FAX096-383-1206
✉ jinken@pref.kumamoto.lg.jp

